

## 鹿児島工業高等専門学校車両入構取扱内規

平成24年4月1日  
校長 裁定

### (目的)

第1条 この内規は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における車両入構の秩序を確保することにより、交通の安全及び良好な教育研究環境の保全を図ることを目的とする。

### (入構許可証の交付及び表示等)

- 第2条 本校に車両（自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。以下同じ。）で入構する者は、入構許可証（以下「許可証」という。）の交付を受けなければならない。
- 2 許可証の交付を受けようとする者は、入講許可証交付申請書及び必要書類を、提出しなければならない。（「別紙様式第1号」を参照。）
- 3 許可証の交付基準等は、次表に定めるところによる。

区分	許可証の種類	交付基準	交付方法	交付窓口
教職員 （非常勤職員を含む。） 業者	入構許可証（自動二輪車、原動機付自転車及び自転車は入構許可ステッカー） （別紙様式第2号）	通勤等で車両により入構する必要がある者。	職員入構許可証交付申請書（別紙様式第1号）に基づき交付する。	総務課 人事係
学 生	許可ステッカー	「車両通学許可申請について」（学生委員会作成）による。		

- 4 許可証は、車外から確認できる位置に表示するものとする。ただし、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車は、後輪カバーに貼付するものとする。

### (許可証の有効期限)

第3条 入講許可証の有効期限は発行を受けた日から、発行時の運転免許証の有効期限までとする。

### (許可証の再交付等)

第4条 入講許可証の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、速やかに返還しなければならない。

- (1) 使用する車両を変更したとき。
- (2) 車両の登録番号に変更があるとき。

- (3) 入講許可証を紛失又は汚損したとき。

(入講許可証等の返還)

第5条 入講許可証の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、その所持する入講許可証を速やかに返還しなければならない。

- (1) 入講許可証の有効期限が到来したとき。
- (2) 入講許可証の再交付を受けたとき。
- (3) 車両による通勤、通学の必要がなくなったとき。
- (4) 入講許可証の交付を受けるに当たって申請した際の許可申請資格を欠くにいたったとき。

(駐車・駐輪の制限)

第6条 入構車両は指定された駐車場・駐輪場に駐車・駐輪しなければならない。

(遵守事項)

第7条 車両で入構する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 構内では歩行者を優先しその安全を図るとともに、構内の道路標識及び車両運行標示に従うこと。
- (2) 構内の移動のために車両を運行しないこと。ただし、自転車を除く。
- (3) 守衛等の立哨中に車両で入構する者は、守衛所前で一旦停止し守衛等の指示に従うこと。
- (4) 学生は、この内規に定めるほか学生心得を遵守すること。
- (5) 緊急事態が発生した場合は、校長あるいは校長の代理者の指示に従うこと。

(法の準用)

第8条 この規程で定めるほか、構内における車両の運行方法及び事故処理等に関しては道路交通法の規定を準用するものとする。

(緊急自動車等の特例)

第9条 次の各号に掲げる車両については、第7条～第8条の規定を除き、適用しないものとする。

- (1) 消防車、救急車等の緊急自動車
- (2) 郵便車、宅配物等の配達車両及びバス、タクシー等の営業車
- (3) 校長が指定した日に入構する車両
- (4) 来客者の車両
- (5) 本校学生の送迎等のための保護者等車両

(6) 不燃物及び可燃物収集車両

(盗難、破損等)

第 10 条 構内における車両の盗難、破損及び人身等の事故については、本校はその責任を負わないものとする。

(事務)

第 11 条 この内規に関する事務については、総務課人事係において処理する。

附 則

1. この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. この内規の施行前になされた入構許可は、この内規の施行後も有効であるものとする。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 29 年 4 月 1 日以降になされた入構許可は、運転免許証の有効期限内においてこの内規の改正後も有効であるものとする。

附 則

この内規は、令和元年 5 月 1 日から施行する。



1. 入構許可証

入 構 許 可 証	
 駐 車 区 分	登録番号 <input type="text"/>
	注意事項 1. 安全運転に努めること。 2. 構内においては、設置されている道路標識及び指示に従うこと。 3. 所定の場所に駐車すること。 4. 入構許可証は常時所定の位置に掲示しておくこと。
鹿 児 島 高 専	

入 構 許 可 証	
 駐 車 区 分	登録番号 <input type="text"/>
	注意事項 1. 安全運転に努めること。 2. 構内においては、設置されている道路標識及び指示に従うこと。 3. 所定の場所に駐車すること。 4. 入構許可証は常時所定の位置に掲示しておくこと。
鹿 児 島 高 専	

2. 入構許可ステッカー

